

(別紙 3)

○御殿場市広告掲載基準

平成 22 年 3 月 19 日

告示第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、御殿場市広告掲載要綱（平成 22 年御殿場市告示第 78 号。以下「広告掲載要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、広告掲載を行う場合の掲載基準について、必要な事項を定める。

(掲載内容の基準)

第 2 条 次の各号に掲げるものは、広告掲載をすることができない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉きそんのおそれのあるもの
- (2) 肖像権、著作権等が侵害されるおそれのあるもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるもの及び不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招く表現のもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - ウ 人材募集広告について、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品その他掲載することが不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - カ 商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としている疑いのあるもの
 - キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - ク 責任の所在が明らかでないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示することに必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 犯罪を肯定し助長する表現のもの
 - ウ 残酷な描写など、公序良俗に反するような表現のもの
 - エ 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を肯定するような表現のもの
 - オ 青少年の身体及び精神の健全な発達に有害と認められる表現のもの
- (9) 前8号に掲げるもののほか、市長が、掲載する広告として適当でないと認めるもの
(委任)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、広告掲載要綱第8条に規定する御殿場市広告審査委員会の委員長が、御殿場市広告審査委員会に諮り、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。